

■階とみなさない小屋裏物置等は、以下のすべてに該当するものとする。

本取扱いにおいて、『小屋裏』とは小屋組によりできる三角形の空間をいい、『天井裏』及び『床下』とは階の下や階と階の間のできる余剰空間をいう。『小屋裏』、『天井裏』及び『床下』の空間を物置に利用することを称して『小屋裏物置等』という。

◎面積関係について

- ・一の階に存する小屋裏物置等の水平投影面積の合計が、当該、小屋裏物置等が存する階の床面積の2分の1未満であること。
- ・固定階段とする場合、階段部分は小屋裏物置等の算定時の面積に算入すること。

◎高さ関係について

- ・小屋裏物置等の最高内法高さは、1.4m以下であること。
- ・上下階にそれぞれ小屋裏物置等が存在し、上下に連続する小屋裏物置等にあつては、内法高さの合計が1.4m以下であること。(例:図1中のd,e)
- ・階の中間に設ける床(ロフト状に設けるもの)については、当該部分の直下の居室の天井高さが2.1m以上(平均天井ではない)であること。

◎出入りの方法について

- ・可動式、収納式の梯子及び固定階段(局部的な小階段)共に可とする。
- ・小屋裏物置等からバルコニー、ベランダ、その他これらに類する部分に直接行き来できないこと。

◎開口部、換気について

- ・出入口以外の開口部は収納面積の1/20以下とし、屋外への出入りができない形状とする。

◎その他

- ・小屋裏物置等の内部には、テレビやインターネット等のジャックは設置せず、コンセントは1カ所とすること。

○面積制限の例

・戸建の場合

$$a + b + c + d < (2\text{階床面積} \times 1/2)$$

$$e + f + g < (1\text{階床面積} \times 1/2)$$

$$c + d + e + g < (2\text{階床面積} \times 1/2) \text{ かつ } (1\text{階床面積} \times 1/2)$$

・長屋、共同住宅の場合

- (a+c) < (2階床面積 × 1/2) 点線内の住戸について
- (b+d) < (1階床面積 × 1/2) ① (a+c) < 住戸Aの(2階床面積 × 1/2)
- (b+c) < (2階床面積 × 1/2) ② (a+c)+(a'+c')+(a''+c'') < (2階床面積 × 1/2)
- かつ(1階床面積 × 1/2) ③ (b+d) < 住戸Dの(1階床面積 × 1/2)
- ④ (b+d)+(b'+d')+(b''+d'') < (1階床面積 × 1/2)
- ⑤ (b+c) < 住戸Aの(2階床面積 × 1/2) かつ 住戸Dの(1階床面積 × 1/2)
- ⑥ (b+c)+(b'+c')+(b''+c'') < (2階の床面積 × 1/2) かつ (1階の床面積 × 1/2)
- ②、④、⑥については、住戸B、C、E、Fも同様。

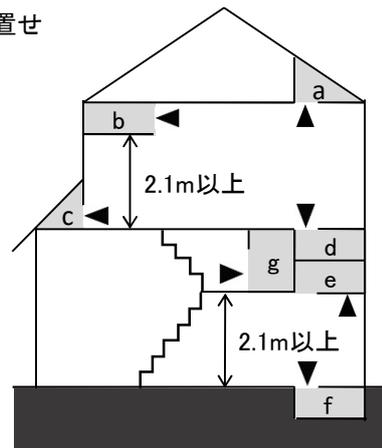
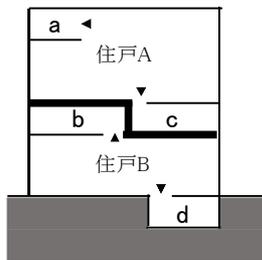
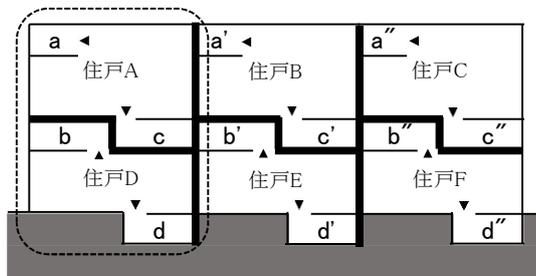


図1 戸建



重層長屋



共同住宅

技術的助言等

昭和55年2月7日 昭和55年住指発第24号  
平成12年6月1日 建設省住指発第682号

参考文献等

建築確認のための基準総則 集団規定の適用事例 2013年度版